

わ

発行責任者
特定非営利活動法人
相模原市障害児者福祉団体連絡協議会
(通称：NPO 法人れんきょう)
会長 鈴木 秀美
相模原市中央区富士見 6-1-20 (あじさい会館内)
TEL&FAX 042-755-5282 (直通)

さーくる 障害理解

検索

題 字「わ」 相模原市長 本村 賢太郎

《令和 7 年度福祉施策懇談会の報告》



令和 8 年 3 月 15 日(日)の 9 時～12 時に、あじさい会館 6 階展示室にて令和 7 年度の福祉施策懇談会が開催されました。市側からは本村市長、佐々木健康福祉局長、米山地域包括ケア推進部長のほか健康福祉局、こども・若者未来局、都市建設局、教育局、環境経済局、市長公室の関係課長、職員の皆様合計 28 名の方々に参加いただきました。障がい者団体側からは 19 団体

34 名が参加しました。今回は従来から希望していた懇談時間の延長が受け入れられ 1 時間延長して 3 時間の懇談時間となりました。

冒頭の鈴木れんきょう会長の挨拶に続き本村市長に挨拶をいただきました。福祉施策懇談会の開催、障害者週間のつどい、ほかほかふれあいフェスタ等諸事業への参加の謝礼、本年は「津久井やまゆり園事件」から 10 年目となるが、この痛ましい事件を風化させることなく、今後も誰ひとり取り残さない「共にささえあい生きる社会」の実現に向けて施策を実施して行く。本日は障がい者団体からも忌憚のない意見をお聞きしたいとのことでした。

それに続いて参加者の紹介がありました。市側は管理職以上の自己紹介、障がい者団体は配布資料により確認することとして、自己紹介は省略しました。

そこから懇談会が始まりましたが、最初に米山地域包括ケア推進部長による「令和 8 年度の障害福祉関係施策等の概要」に関して、障がい者数、障がい福祉関係予算、主要施策・事業等について説明が行われました。その後障がい者団体から提出された要望事項に関する懇談が実施されました。住宅等建設時の地元への説明会の実施や安全な歩道の確保、タクシー券の支給対象の見直しや増額、聴覚障がい者向け情報発信、重度障害者福祉手当廃止撤回の要望、障害者手帳の等級見直し等多くの課題での要望が出されました。市行政からはそれらに対する回答が述べられました。また、本村市長からもご丁寧な説明や前向きなご提案をいただきました。その後も、多くの団体から各団体が抱える課題に表明、それに対する市行政の対応の回答が述べられました。

最後に佐々木局長から懇談会の総括が行われました。「市行政としては各団体が抱えている課題や思いをうかがうことができた。少子高齢化や人口減少を迎える中でも引き続き共生社会の実現に向けて障がい者団体の皆様の意見を伺い諸施策の充実に努めます。」とのことでした。

《令和7年度れんきょう研修会報告》



2月1日（日）に相模原市民会館でれんきょう主催で「デフリンピックの過去・現在・日本の未来」と題した研修会を開催し、参加しました。

講師は一般社団法人神奈川県聴覚障害者連盟理事長の河原雅浩氏を招き、講演頂きました。

デフリンピックは11月に日本で初めて開催しました。

デフリンピックが始まったのは1924年フランスのパリで、主催は国際ろう者スポーツ委員会(ICSD)。ただ、デフリンピックの名称は2001年に国際オリンピック委員会が承認したことによってびっくりしました。又、創始者がデフアスリート(自転車競技)で本業は自動車整備士で夢を持っていたとのこと。オリンピックやパラリンピックと違い、ろう者の社会的地位向上、手話言語の認知や普及、社会変革を提唱していた。100年前から提唱し、現在に至っているがまだまだ途上であることを痛感した。

デフリンピックは一般の競技ルールに準拠し、公平性の観点により補聴器などの装用は禁止。つまり音のない世界の中で競技をしている。ただ、競技上、必要な音声情報(例えば笛とかブザーとか)を視覚的に保障した競技環境(例えば旗とかランプで知らせる)を作っている。大会中、競技中継に手話で解説したり、ユニバーサルコミュニケーション技術の活用(音声を文字で表記したり、国際手話を用いたり)で外国の方や聞こえない人のコミュニケーションや情報保障をした。

デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会とつなぐ活動をデフリンピックの開催に向けて機運醸成を各地・市民または聞こえない子どもや聞こえる子ども達に色々な取り組みを行ったと報告がありました。(ちなみに相模原市も色々取り組みを行いました。)

デフリンピック東京大会では2916名の選手(過去最大)で79の参加国・地域が参加し、観客は約33万人が観戦しました。日本の成績は金メダルが16個、銀メダルが12個、銅メダルが23個、計51個のメダルを獲得し史上最多でした。

大会のレガシーを活かす為には4つあるとのこと。

ひとつは市民・子ども、社会のつながり(自治体や市民、企業などのつながりができた)

ふたつは新たな分野、業界へのつながり(運営事業者が入り、情報保障が出来たともに得た経験と気づきがあった)

みっつはろう者や通訳者の活躍の広がり(ろう者も通訳出来る、手話で解説出来るなどろう者の活躍の道が広がったなど)

4つはデフスポーツの未来(応援は音声だけでなく視覚的なサインエールができた)

動画を交えながらの講演でデフリンピックの過去・現在・日本の未来の状況が勉強になりました。

《新成人を祝う会》

令和7年度の障がいのある方々のための「第12回新成人を祝う会」は令和8年1月18日（日）に、けやき会館・大樹の間で開催されました。

多くの来賓の方々にもご臨席いただきました。本村市長と大槻市議会議長のご両名を始め社会福祉協議会、社会福祉事業団、民生委員児童委員協議会、ボランティア協会、ニューシティーロータ



リークラブ、障害福祉事業所協会、相模原市手をつなぐ育成会等の福祉関係団体や相模原市内、座間市内の支援学校から多くの関係者が参加されました。

式典は主催者である「障がい者新成人の会」の甘利会長の挨拶で始まりました。その後、本村市長、大槻議長の祝辞、来賓の紹介に続き、「新成人の呼名」が行われました。参加した新成人約40名の一人一人の名前が呼びあげられると元気よく堂々とした返事をしていました。次に、新成人の代表6名による「新成人の言葉」が宣言されました。その後、本村市長と一緒に集合写真の撮影が行われました。

保護者、学校の先生方、友人達との和気あいあいとした懇談の場も設けられました。この場を盛り上げたのが「相模原ウインド・アンサンブル・クラリネットチーム『くらりす』と「ほかほかふれあいフェスタ」でもおなじみの、支援学校の先生たちで構成されるバンドグループ『ウクレレマイスターズ』でした。演奏される軽快なメロディーをバックに先生方、友人たちとの楽しい時間を過ごしました。

《「さがみハート展」への想い》

第17回「さがみハート展（詩と絵画のコラボレーション展）」を終えて

あしたば会 榛澤 昌高

令和8年1月22日（木）～26日（月）の5日間、JR相模原駅ビル4階「相模原市民ギャラリー」で、「さがみハート展」が開催され、700名を超える方が来場され、大盛況で終えることが出来ました。詩と絵画を合わせて一つの作品とした51点。その一つ一つの詩に精神障がい者の想いが込められ、その一つ一つの想いに応える絵と一緒に飾られました。「さがみハート展」とは、精神障がい者が書かれた詩に、プロや一般の画家の方が絵を添え、一緒に展示する展示会です。人と人を繋げることと精神障がいの理解促進に役立てたいと開催してまいりました。

今回の「さがみハート展」を鑑賞して、このイベントの捉え方が今までとは変わりました。私は、自分が精神障がい当事者であるということ、相手が当事者か、そうでないかを区別することを、とても意識している人間のように思います。この意識によって、今まで「さがみハート展」を捉える視野が狭かったかもしれません。

今回の出展された51点の作品をよーく読んでみると、ほとんどの作者は自分が精神障がい者であることより、一人の人間として感じたこと、考えたことを表現されていると思いました。この「さがみハート展」に詩を応募できるのは精神障がい者だけなのですが、決して精神障が

い者という立場を意識して詩を書かなくてはならないというわけではありません。

下記の“憂子”さんの「偏見」という作品。この詩は、自分が当事者とした経験して思ったことを、そのまま詩に表現されています。ただ一般に“偏見”というのは精神障がい者だけに向けられるものではなく、人間はあらゆるものに対して“偏見”を持ち、それで相手を判断し、間違った認識・解釈をすることがあります。この詩の言わんとしていることは、相手をイメージで決めつけたり、分かったつもりになる人間の“愚かさ”です。作者は精神障がい者としての経験から、普遍的なテーマを引き出したのだと思います。

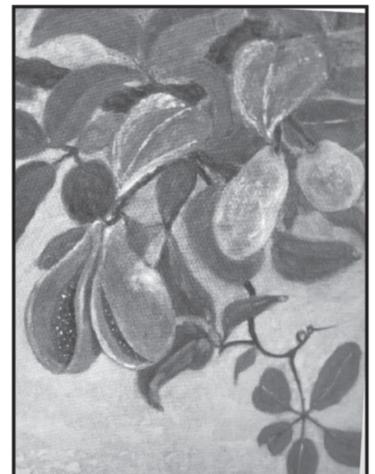
私は、このイベントが「詩画展」と呼ばれた時代から関わっていて、精神障がい者のメッセージを社会に届けて、理解促進にもなると考えていました。しかし、そうではなく、ここに飾られた51点は、51名の人間としてのメッセージで、精神障がい者独特の世界観や特別な考え方ではなく、実は平凡でありふれたものだと知ってもらうためのイベントだと思うようになりました。“当事者のメッセージ”とこだわっていたのは、今までの私は、セルフスティグマ（自分に向けられた烙印）

に囚われていたのかもしれません。自分や自分以外の当事者に対して、普通ではない人という烙印を押したのは、自分の考えを俯瞰でみることなく、無意識に自分の中で偏見を育ててしまったからだと思います。

ある相談者に電話した。
「統合失調症というと
デイケアに通っていますね」
「一人暮らしですね」
「最終学歴は中学か高校ですね」
どれも当てはまっていない
病気だけで、私の何が分かるのだろう

偏見

憂子



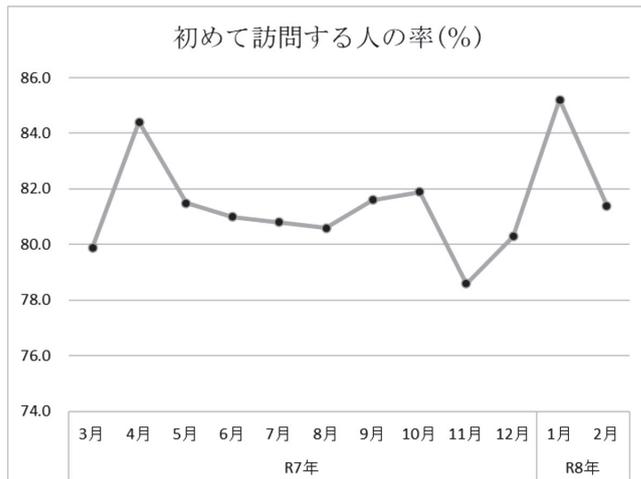
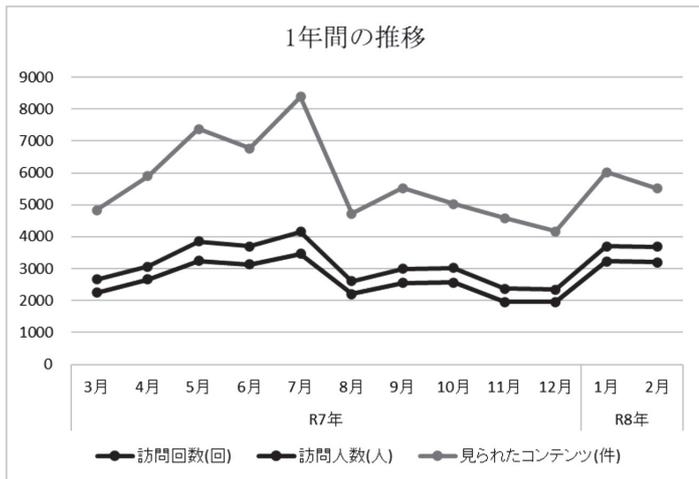
《「さーくる」アクセス状況報告》

最近のアクセス状況を下表のとおりご報告します。

	R7年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
訪問回数（回）	2671	3069	3856	3697	4151	2612
訪問人数（人）	2247	2663	3244	3130	3462	2204
見られたコンテンツ（件）	4834	5898	7370	6774	8379	4720
初めて訪問する人の率（％）	79.9	84.4	81.5	81.0	80.8	80.6

	R7年 9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月
訪問回数（回）	3000	3021	2371	2347	3700	3693
訪問人数（人）	2554	2569	1957	1959	3226	3199
見られたコンテンツ（件）	5521	5030	4591	4173	6026	5513
初めて訪問する人の率（％）	81.6	81.9	78.6	80.3	85.2	81.4

「さーくる」の1年間の推移です。



「さーくる」の半年間の推移です。少しずつ「さーくる」を見られた方は上昇しています。画面が自分の希望の内容ではない為、その画面からすぐ離脱した人です。訪問人数は「さーくる」を見に来た人です。訪問回数と訪問人数が本当に「さーくる」を見に来た人になります。

さーくる 障害理解 **検索**

《令和8年度夏季受託事業販売協力依頼》

毎年恒例の受託販売にご協力をいただきありがとうございます。今年度も5月7日から麵ごころ（化粧箱入り）、麵ごころ（桐箱入り）島原小町（全粒粉ソーメン）の販売を開始いたします。年2回の売り上げの一部を会運営資金にあてておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

何卒、当協議会の主旨、目的を再度、ご理解いただきまして、格段のご協力の程よろしくお願いいたします。

- ① 麵ごころ（FI-40）（化粧箱入りそうめん）……………れんきょう販売価格¥3,100
- ② 麵ごころ（FI-55）（桐箱入りそうめん）……………れんきょう販売価格¥4,100
- ③ 島原小町（ES-33）（全粒粉そうめん化粧箱入り）……………れんきょう販売価格¥2,800

※販売期間：令和8年5月7日～令和8年8月28日

※販売場所：商品お渡し場所 あじさい会館内4階 NPO 法人れんきょう事務所

※販売時間：午前10：00～午後4：00（月曜日～金曜日）

※お問合せ：NPO 法人れんきょう事務所まで。電話 042 - 755 - 5282

《令和8年度 障害福祉関係施策等の概要》

I 障害者の状況 ※合計欄の（ ）は対前年増減

1 身体障害者手帳取得者数（令和7年4月1日現在）

<障害別内訳>

視覚	聴覚	音声・言語	肢体	内部	合計
1,323 人	1,992 人	164 人	8,695 人	7,316 人	19,490 人（- 33 人）

<等級別内訳>

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
7,342 人	2,947 人	2,446 人	4,535 人	922 人	1,298 人	19,490 人（- 33 人）

2 知的障害者数<判定別内訳>（令和7年4月1日現在）

最重度 A 1	重度 A 2	中度 B 1	軽度 B 2	合計
1,146 人	1,191 人	1,601 人	3,581 人	7,519 人（+396 人）

※手帳の交付を受けていない人（判定のみの人）も含む。

3 精神障害者<精神障害者保健福祉手帳等級別内訳>（令和7年3月31日現在）

1 級	2 級	3 級	合計
1,630 人	7,941 人	2,725 人	12,296 人（779 人）

II 令和8年度における障害福祉関係の予算案及び主な事業の概要等

1 市予算（一般会計）

令和8年度当初予算	令和7年度当初予算	対前年度増減額	増減率
4,055 億円	3,750 億円	+305 億円	+8.1%

2 障害福祉関係予算

区 分	令和8年度当初予算	令和7年度当初予算	増減率
社会福祉総務費(抜粋)※1	45,870 千円	45,867 千円	± 0%
障害者福祉費	31,591,846 千円	29,269,481 千円	+7.9%
療育センター費	129,773 千円	121,967 千円	+6.4%
障害者支援センター費	425,557 千円	334,000 千円	+27.4%
児童福祉総務費(抜粋)※2	7,513,501 千円	6,474,400 千円	+16.0%
精神保健福祉費	2,300,513 千円	2,202,245 千円	+4.5%
合 計	42,007,060 千円	38,447,960 千円	+9.3%

※1 社会福祉総務費：身体障害者福祉専門分科会・審査部会経費、さがみはら成年後見・あんしんセンター運営費、地域福祉推進経費、成年後見制度利用促進事業、福祉従事者メンタルヘルズ相談事業

※2 児童福祉総務費：障害児施設措置費・給付費

3 主な施策・事業

※金額は令和8年度当初予算（案）の額、（ ）内は令和7年度当初予算額。

(1) 福祉の基盤の整備

ア 相談支援の基盤

(ア) 障害福祉相談事業 138,949千円（133,205千円）

専門的かつ総合的な相談機関として各区に設置した障害者相談支援キーステーションを運営する。キーステーションに医療的ケア児等コーディネーターを配置し、保健・医療・福祉・子育て・教育等の関連分野にまたがる支援の総合的な調整を行う。

(イ) 障害者更生相談所運営費 4,299千円（4,164千円）

身体障害者及び知的障害者に関する専門的な相談や補装具費の支給判定等を実施する障害者更生相談所の運営を行う。

専門医による来所相談実施予定

補装具更生相談（肢体不自由） 年33回

補装具更生相談（聴覚障害） 年3回

知的障害者現状診断 年18回

(ウ) 陽光園運営費（療育相談室） 40,234千円（6,294千円）

発達及び障害に関する相談・判定や機能訓練等を行うとともに、療育に必要な支援を実施する。

(エ) 陽光園運営費（発達障害者支援センター） 20,062千円（19,467千円）

発達障害者とその家族等への専門的な相談・発達・就労支援及び関係機関等への情報提供や研修等を行うとともに、発達障害の理解促進のため普及啓発を実施する。

(オ) 精神保健相談・訪問指導事業 5,507千円（5,507千円）

医師、福祉職、保健師による精神科医療・精神保健福祉に関する相談・指導を行うとともに、専門的立場から次の事業を実施する。専門相談（アルコール・薬物・ギャンブル依存・思春期等）措置入院者等の退院後支援

(カ) ひきこもり地域支援センター事業 1,598千円（1,660千円）

ひきこもり支援を推進するため、「市ひきこもり支援ステーション」を運営し、関係機関との連携により、ひきこもりの状態にある本人の自立を促し、本人及び家族等の福祉の増進を図る。

令和6年度より、相談員の増員等により、アウトリーチ支援の充実を図る。

・電話相談、来所相談及び訪問相談による支援

・家族教室の実施など

(キ) 自殺総合対策事業 16,554千円（12,605千円）

「相模原市自殺対策基本条例」、第3次市自殺総合対策の推進のための行動計画等に基づき、普及啓発や相談・支援など総合的な自殺対策を実施する。また、第4次市自殺総合対策の推進のための行動計画策定の基礎資料として自殺総合対策に関する市民調査を実施する。

自殺対策強化月間事業の実施

自殺予防電話相談の実施

市自殺対策協議会の開催

ゲートキーパー研修の実施 など

【相談支援の拡充】

①精神障害者の入院者訪問支援事業の実施

訪問支援員が入院者の希望に応じ精神科病院を訪問し、入院者の気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消する。

②障害者手帳等交付事務の効率化及び改善を図ることによる基盤整備の推進

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）の効率的・効果的な事務処理を進めることで、自殺総合対策の研究、精神障害者の地域移行の推進、福祉基盤としての相談体制の整備を図り、もって障害者の包括的支援体制の整備を推進する。

③障害者等の地域リハビリテーション支援体制の構築

障害者等の地域リハビリテーション支援体制を構築するため、身近な地域の専門職等によるアウトリーチを基本とした訪問相談などの実施体制について、整備を検討する。

④地域包括支援センターへの（仮）障がい者相談連携支援員配置

障害者の身近な相談、適切な支援機関への連携を行うため、地域包括支援センターに障害者の支援を担当する人員配置を行う。包括への委託料の中で、当該人件費を算入する。包括公募に係る募集要項にて周知し、令和9年度より実施。当面の間、運営法人の希望制とする。

⑤聴覚障害者向けサロンの実施

聴覚障害に関する相談及び情報収集や交流を行うことのできる情報交換の場を設けることにより、聴覚に障害のある方の生活上の困りごとなどを解消するもの。

⑥医療的ケア児等コーディネーターの配置の強化

全ての障害者相談支援キーステーション相談員が医療的ケア児等支援に従事する体制とする。また、コーディネーターに対して医療面の助言等を行う医療職を配置し、コーディネーターに必須とされる養成研修を、一時的な受講者増を含めて、計画的に実施する。

⑦南障害者相談支援キーステーション相談室の移設

南保健福祉センター1階作業室の機能を同施設1階の他スペースにパーテーション等を設置し区分けすることで移設し、空いた作業室を相談室として活用するもの。

イ 福祉サービスの基盤

(ア) 障害福祉人材確保定着育成事業 4,600千円(4,600千円)

障害福祉人材の確保・定着・育成を図るため、障害福祉サービス事業所等の職員の研修やキャリアアップ支援等を行う。

(イ) 陽光園・保育園等整備事業（債務負担行為） 61,500千円(22,000千円)

光が丘地区複合施設整備事業において、陽光園、陽光台保育園等の再整備に向けた基本設計及び一部施設の解体実施設計を行う。

債務負担行為の設定期間 令和7・8年度限度額 61,500千円

(ウ) 障害者支援センター松が丘園整備事業 38,959千円(25,991千円)

「市一般公共建築物長寿命化計画」に基づき、エレベーターの改修工事を実施する。令和6～8年度継続事業

総事業費 64,950千円

(工) **精神科救急医療受入体制等整備事業** 65,708千円(64,430千円)

緊急に医療が必要な精神疾患患者に対し、医療及び保護を迅速かつ的確に行うため、県、横浜市、川崎市及び本市で共同運営する精神科救急医療体制により、受入医療機関を確保する。

(オ) **地域児童精神科医療寄附講座開設事業(債務負担行為)** 28,000千円(25,000千円)

地域医療の向上を図るため、寄附講座「地域児童精神科医療学」を北里大学医学部に開設し、地域における児童精神科医療体制の充実及び児童精神科医療分野の研究等を行う。

債務負担行為の設定期間 令和8～10年度限度額 84,000千円

令和8年度の支出見込額 28,000千円

令和9年度以降の支出予定額 56,000千円

【障害福祉サービスの質等の向上】

拡充 ①障害児者訪問入浴サービス事業の実施方式の変更

「委託事業」として実施している障害児者訪問入浴サービス事業について、令和8年度下半期から、障害児者が任意の事業者と契約のうえ、本市が入浴費用をその事業者を支払う「登録・選択方式」に変更するもの。

拡充 ②障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化(A)

障害福祉サービス事業所等に対する運営指導の一部について、外部委託の導入及び会計年度任用職員の雇用継続より、障害福祉サービス等の質の確保・向上及び指導・監査体制の強化を図るもの。

拡充 ③障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化(B)

障害福祉サービス事業所等に対する指導監査等の一部について、会計専門家への外部委託の導入により障害福祉サービス等の質の確保・向上及び指導監査体制の強化を図るもの。

拡充 ④障害福祉サービス事業所の質の確保のための指導、監査体制の強化(C)

市内障害福祉サービス等の質の確保・向上を図るため、令和7年度から設置された指導監査室の機能強化を図る必要があることから、社会福祉法人の運営や会計等の実務に携わったことのある、又は知識を有する者を継続的に雇用し、指導監査等の知見・専門性を確保していくもの。

拡充 ⑤医療的ケア児者等の受入に係る医療型短期入所及びメディカルショート事業の運営支援

市内の医療型短期入所事業所やメディカルショート実施の医療機関における看護職確保等、医療的ケア児者受入れ体制の強化を目的とした運営補助を行うとともに、市内医療機関や老人保健施設などに医療型短期入所事業の新たな開設の働きかけや事業開始に係る伴走的支援を行うもの。

【施設の整備】

拡充 ①障害者支援施設等及び特別養護老人ホームの老朽化対策に係る改修費の補助

在宅での生活が困難な高齢・障害者等の利用者が、安心・安全に施設を利用できるため、老朽化した特別養護老人ホームの大規模修繕・改築への支援を行うもの

拡充 ②相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターの施設改修

市内でも数少ない重度身体障害者の生活介護を行っている相模原市立上九沢身体障害者デイサービスセンターについて、老朽化した設備等を改修し、引き続き、重度身体障害者の安定的な受け入れ先として維持するとともに、地域生活の充実を図るもの。

ウ 地域生活の基盤

(ア) 成年後見制度利用促進事業 8,584千円(8,581千円)

成年後見制度の利用が必要な人を適切な支援につなげるため、「権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会」を運営するとともに、中核となる機関の充実を図る。

(イ) 障害者理解促進事業 9,831千円(8,392千円)

障害の有無にかかわらずあらゆる人の尊厳が守られ、安全で安心して暮らせる「共にささえあい生きる社会」の実現に向け、障害に関する市民の理解を促進する。

共にささえあいサポーター養成講座を新たに実施し、更なる市民の理解促進を図る。

(ウ) 障害者虐待防止事業 343千円(313千円)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援等を行う。

(エ) 障害者差別解消推進事業 267千円(353千円)

障害者差別解消に向けた啓発活動及び障害者差別解消支援地域協議会の運営を行う。

(オ) 障害者就労支援事業 17,689千円(17,480千円)

週20時間未満で働く障害者の求人を企業側に働きかけるとともに、求職者とのマッチングや定着に向けたサポートを行うことで、障害者雇用の拡大を図る。

就労支援や雇用促進を目的とした普及啓発を実施する。

(カ) 精神保健普及啓発・地域支援事業 888千円(910千円)

こころの健康保持及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健に関する普及啓発を実施するとともに、人材育成や相談支援体制の強化を図るため、教育研修や技術援助・技術指導を実施する。

メンタルヘルス市民講座、精神医学基礎研修等の開催

(キ) 精神障害者社会参加促進事業 9,680千円(4,394千円)

精神障害者の社会参加に必要となる疾病や障害に関する理解の促進、社会資源の情報提供等の充を図るとともに、関係機関等との連携による啓発事業を実施し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。精神障害者保健福祉手帳を交付する。入院者訪問支援事業を実施する。

(2) 社会の変化に伴う障害者のニーズ等へのきめ細かな対応

拡充 ①通学を対象とした移動支援事業の実施

屋外での移動に大きな困難がある障害児の通学を対象とする外出支援について、令和7年度に引き続き事業を試行的に実施するもの。

②災害時ストーマ用装具の備蓄

災害時にオストメイトの方が、避難所及び避難場所に避難した際に使用する物品であるストーマ用装具等を備蓄し、災害時要援護者支援体制を強化するもの。

③災害時オストメイト専用トイレの備蓄

災害時にオストメイトの方が、避難所に避難された際に安心して生活を送るために必要な災害用オストメイト専用トイレを備蓄することで、災害時要援護者支援体制を強化するもの。

④耳で聴くハザードマップの導入

視覚障害者の方が、既存のハザードマップでは、避難所及び土砂災害危険区域等を直接確認できないため、視覚障害者が自ら確認することが可能な耳で聴くハザードマップを導入し、災害時要援護者支援体制を強化するもの。

(3) その他

ア 障害児者介護給付費等 24,100,095千円 (20,709,658千円)

障害児者が受けた障害福祉サービスの費用を支給する。

訪問系サービス	延べ	871,745時間
短期入所	延べ	32,046日
日中活動系サービス	延べ	1,056,209日
共同生活援助等	延べ	524,948日
施設入所支援	延べ	117,070日

イ 身体障害児者補装具費 214,534千円 (212,200千円)

身体障害児者等に車椅子、義足、眼鏡、補聴器、歩行器、重度障害者用意思伝達装置等の購入費用等を支給する。

ウ 自立支援医療給付 (更生医療) 1,015,859千円 (1,047,258千円)

身体障害者の障害を軽減等することができる医療 (心臓手術・人工透析等) の給付を行う。

エ ガイドヘルプサービス給付費等 670,816千円 (671,297千円)

屋外での移動に困難がある障害児者について、地域での自立生活及び社会参加を促すため、外出のための支援としてヘルパー利用の費用を給付する。

屋外での移動に大きな困難がある障害児の通学支援として、令和7年度に引き続き試行的にヘルパー利用の費用を給付する。

※令和7年度予算額には重度障害者等就労支援特別事業 (17,828千円) を含む (令和8年度には別の予算科目に独立)。

オ 障害児者日常生活用具費 264,528千円 (244,390千円)

障害児者等が日常生活において使用する特殊寝台、入浴補助用具、移動・移乗支援用具、電動式たん吸引器等の給付を行う。

カ 身体障害者手帳等交付経費 8,030千円 (5,345千円)

身体障害者手帳及び療育手帳を交付する。

キ 重度障害者医療費助成 2,725,176千円 (2,704,441千円)

重度障害者の健康の保持及び生活の安定を図るため、医療費の一部を助成する。

受給者 (月平均) 18,265人

内訳 [身体・知的障害対象者 10,776人
精神障害対象者 7,489人

※令和8年10月から、特別障害者手当に準拠した所得制限を導入する。

ク 障害者福祉手当等支給事業 595,407千円 (966,131千円)

在宅の重度障害児者等に福祉手当、福祉給付金を支給する。

・市重度障害者等福祉手当 (重度・中度)

※令和8年9月分までの支給をもって終了

・特別障害者等福祉手当 (特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当)

・在日外国人障害者等福祉給付金 (重度・中度)

ケ 障害児施設措置費・給付費 7,513,501千円 (6,474,400千円)

障害児入所施設への入所及び障害児通所支援等に要する費用を支給する。物価高騰の影響を受けている各区児童発達支援センターの負担を軽減するため、食材料費に対する支援給付する。

コ 自立支援医療給付（精神通院医療） 2,123,014千円（2,031,138千円）

通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に必要な医療費を給付する。

受給者数 16,623人（令和7年10月31日現在）

サ 精神障害者入院措置事業 40,751千円（43,350千円）

精神障害のために自傷他害のおそれがあり、精神保健指定医の診察により措置入院となった精神障害者に対し、必要な入院費用を負担する。

シ 精神科病院入院援護事業 7,870千円（7,600千円）

精神科病院へ入院している者に援護金を支給する。月額 10,000円

ス 重度障害者等就労支援特別事業 17,828千円（17,828千円）

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の支給決定を受けていて、民間企業に雇用又は自営業者等として就労している者に対し、通勤や職場等でのヘルパー利用の費用を給付する。

《事務局たより》

《NPO 法人れんきょう定期総会開催通知》

令和8年度定期総会を下記の要領にて開催いたします。

日時： 令和8年6月21日（日） 10時～12時

会場： あじさい会館 6階 第1, 2展示室

《新車紹介セールご協力をお願い》

～（株）クライム社様より新車購入紹介セールのお知らせ～

対象車種：乗用車、ライトバン、RV、トラック

対象メーカー：日産、ホンダ、マツダ、三菱、ダイハツ

新車購入の成約前に必ず NPO 法人れんきょう事務所まで連絡をお願いいたします。

❖ご協力いただいた方には、協力手数料をお支払いいたします。

詳細は NPO 法人れんきょう事務所まで（042-755-5282）